

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における届出等の取扱いについて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）に基づく届出等（同法第 1 9 条第 1 項の届出、第 2 0 条第 2 項の通知、附則第 3 条第 2 項の届出及び附則第 3 条第 7 項の通知のことをいう。以下同じ。）に係る取扱いを下記のように定め、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 1 2 条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合にあっては当該書類の写しとする。
 - ① 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 であるものに限る。）
 - ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 1 2 年建設省令第 2 0 号）第 4 5 条第 1 項に規定する型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 であるものに限る。）
 - ③ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）
- 2 施行規則第 1 2 条第 3 項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、上記 1 に掲げる書類の写しを添付する場合にあっては同条第 1 項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては、仕様書）及び系統図（これらのうち、市長が必要と認める図書を除く。）とする。

以上